

第1条（本ガイドラインの目的）

本ガイドラインは、当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、枠組み及び運営方針を示すことを目的として、取締役会規則及び各委員会規則を基軸として作成をしており、取締役会にて決定されたものである。

取締役会及び関連する委員会は、本ガイドラインの適切さと有効性について継続的に検証を行い、必要に応じて本ガイドラインを改正するものとする。

第2条（コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 当社は、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開により、企業価値の向上と持続的な発展に努める。
- (2) 当社は、経営監督機能と業務執行機能の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
- (3) 取締役会が、業務執行の決定を執行役に対して最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定に努めるものとし、当社が国際競争に打ち勝つための経営判断の後押しをする。

第3条（コーポレート・ガバナンスの運営形態）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する枠組みは次に掲げる通りとする。

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を実現する制度として、指名委員会等設置会社を採用し、社外取締役を中心とした指名委員会、監査委員会、報酬委員会を活用して、意思決定における透明性と公正性を客観的に確保する。
- (2) 取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の継続的な向上を目指すものとし、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役の職務の執行の監督を主な役割とする。
- (3) 指名委員会、監査委員会、報酬委員会は、第4条に定める役割や権限を有し、各委員会は、その内容について取締役会へ報告する。

第4条（取締役会・取締役に関する運営方針）

第1項（取締役会・取締役の役割）

- (1) 取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の継続的な向上を目指すために、経営の基本方針等の決定、ならびに取締役及び執行役の職務の執行の監督を主な役割とする。
- (2) 前号の経営の基本方針には、中期経営計画や年度予算等を含み、取締役会においては、法令、定款または取締役会規則に定める決議事項に加えて、経営の基本方針に関する具体的な議論にも焦点を当てて決議するものとする。
- (3) 取締役は、取締役会での決議事項及び報告事項について取締役(各委員会の委員を含む)または執行役からの報告・説明を受け、必要に応じて質問・指摘・指示等を行うことにより、取締役会による意思決定の他、他の取締役及び執行役の職務の執行の監督ならびに各委員会の職務を遂行する。

(4)取締役会が上記の役割を果たすため、取締役会を構成する各取締役は、取締役会内外において、当社に対する忠実義務及び守秘義務を負う。

第2項（取締役会の規模と構成）

- (1)取締役会には、意見の多様性と効率的な運営が求められることから、取締役の員数は10名以内の適切な人数とする。指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するに際し、この方針に従って最適な取締役の員数を検討する。
- (2)取締役会の経営監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するため、取締役候補者の有する経験や専門知識等の多様性、社外取締役とそれ以外の取締役（執行役兼務者等の非社外取締役）の構成比等を考慮する。
- (3)指名委員会にて社外取締役候補者を決定する際、当社が独自に制定している「社外取締役の独立性基準」に加え、人格、見識に優れた者であり、会社経営、企業財務、会計、法曹、教育等といった多様な分野で高度な意思決定の経験を有する者であることを考慮する。

第3項（取締役会の運営）

- (1) 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会の議論の質を高め、議論が円滑かつ建設的に進むように努める。
- (2) 取締役会における効率的かつ充実した議事運営を実現するために、取締役会に十分先立って担当執行役が社外取締役に対して事前の説明を行い、事前の説明ができない場合においても、議題または関連する資料を事前に送付をする。

第4項（他社役員の兼任）

取締役は、当社の会議への出席率75%以上が保たれるよう兼任する会社の数を合理的な範囲に留める。

第5項（取締役の独立専門家へのアクセス）

取締役会及び委員会は、必要な場合、外部の独立専門家のアドバイスを求めることができる。

第6項（取締役の知識習得）

当社は、取締役がその役割・責務を十分果たすことができるよう、就任の際、及び就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織・課題等に関する必要な知識について、各取締役に適したトレーニングの機会を計画・提供する。

第7項（取締役会の評価）

取締役会は、毎年、その実効性に関して評価を行う。

第8項（最高経営責任者の選解任の方針）

取締役会は、最高経営責任者の選解任を決定する際、以下の事項を考慮し、実行する。

- (1) 人格、識見、指導力
- (2) 会社経営の分野における経験と実績及び、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するための適格性

第9項（利益相反）

- (1) 取締役及び執行役は、当社の利益に反して、自身又は第三者の利益を追求してはならない。
- (2) 上記の意図が無い場合でも、取締役及び執行役は、取締役会の承認を得なければ、会社法が定める利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。
- (3) 前号の取締役会決議において、利害関係（個人的な利害関係のほか、当社外の職業上の利害関係）を有する取締役は、決定に加わってはならない。

第5条（指名委員会に関する運営方針）

第1項（指名委員会の役割）

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の決定を役割とし、次に掲げる権限を有する。

- (1) 指名委員会の委員のうち、取締役会を招集することができる者の選定
- (2) 指名委員会の委員のうち、指名委員会の職務の執行の状況を取締役に報告する者の選定
- (3) 執行役候補者に関する報告の受領、及びその受領に当たっての、事前における候補者の適格性等の確認
- (4) 前各号のほか法令に定める事項

第2項（指名委員会の規模と構成）

指名委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員3名以上で組織し、委員の過半数は、社外取締役とする。

第3項（指名委員会の運営）

- (1) 指名委員会の議長は、指名委員会の決議をもって委員長を決定し、指名委員会の議論の質を高め、議論が円滑かつ建設的に進むように努める。
- (2) 執行役候補者に関する報告の受領は、指名委員が事前に候補者の選定理由の説明を受領した上で取締役会にて執行役の選任及び解任を行う。

第6条（監査委員会に関する運営方針）

第1項（監査委員会の役割）

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行い、監査報告書の作成を行うことを主な役割とする。

第2項（監査委員会の規模と構成）

監査委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員 3 名以上で組織し、委員の過半数は、社外取締役とする。

第3項（監査委員会の運営）

監査委員会の議長は、監査委員会の決議をもって委員長を決定し、監査委員会の議論の質を高め、議論が円滑かつ建設的に進むように努める。

第7条（報酬委員会に関する運営方針）

第1項（報酬委員会の役割）

報酬委員会は、取締役及び執行役の個別の報酬等の内容の決定を役割とし、次に掲げる権限を有する。

- (1) 取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に係る方針の決定
- (2) 報酬委員会の委員のうち、取締役会を招集することができる者の選定
- (3) 報酬委員会の委員のうち、報酬委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告する者の選定
- (4) 株主総会で報酬委員会に決定を委任された事項の決定
- (5) 前各号のほか法令に定める事項

第2項（報酬委員会の規模と構成）

報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員 3 名以上で組織し、委員の過半数は、社外取締役とする。

第3項（報酬委員会の運営）

- (1) 報酬委員会の議長は、報酬委員会の決議をもって委員長を決定し、報酬委員会の議論の質を高め、議論が円滑かつ建設的に進むように努める。
- (2) 報酬を決定するにあたり、他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を決定する。
- (3) 報酬委員会は、前項の方針について定期的にレビューを行う。

以上

【別紙】

独立社外役員にかかる独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外取締役の独立性基準」を制定しております。以下のいずれにも該当しないことを確認した社外取締役を、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定いたします。なお、本基準を満たさない場合であっても、会社法に定める社外取締役の要件を充足しており、かつ当社の社外取締役として発揮していただきたい知識及び経験を持つ人材であれば、社外取締役として招聘することがあります。

- ①当社の前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人及びそれに準じる者(以下総称して「会社関係者」という)又は最近5年間に
おいて会社関係者だった者
- ②①の企業、団体の子会社の会社関係者
- ③当社が前事業年度末の発行済株式総数の10%以上(間接保有分を含む)を保有する企業、団体の会社関係者
- ④当社の前事業年度連結売上高の2%以上を占める会社の会社関係者、又は最近5年間に
おいて会社関係者だった者
- ⑤取引先の前事業年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結子会社が占める会社の会社関係者、又は最近5年
間に
おいて会社関係者だった者
- ⑥当社の連結総資産の2%以上の金額の借入先金融機関の会社関係者、又は最近5年間に
おいて会社関係者だった者
- ⑦当社から役員報酬以外に、過去5年間に
おいて、年間1,000万円以上(複数の事業年度に係る場合は対象事業年度
平均)の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家或いは法律専門家である者
- ⑧当社から前事業年度に年間1,000万円以上の寄付金、協力金等を受領した者或いは受領した団体に所属する者
- ⑨当社又は連結子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは連結子会社の会社関係者
- ⑩上記①から⑨のいずれかに掲げる者(役員等の重要な役職者でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族
- ⑪当社または連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又は支配人その使用人(以下「業務執行者」という)、
または過去10年以内に業務執行者であった者、及び当社又は連結子会社の会社関係者の配偶者又は二親等内の親族

以上